

## 練馬区立青少年館条例施行規則

昭和45年1月9日

教規則第2号

改正 昭和45年 2月20日教規則第 3号  
昭和48年 7月20日教規則第 5号  
昭和51年10月14日教規則第10号  
昭和56年 7月27日教規則第 5号  
昭和60年 3月30日教規則第 8号  
昭和62年 3月31日教規則第 3号  
平成 3年 7月20日教規則第 7号  
平成 5年 3月31日教規則第 2号  
平成 7年 6月30日教規則第 5号  
平成 9年 3月31日教規則第 4号  
平成10年 1月12日教規則第 1号  
平成14年 3月29日教規則第11号  
平成14年 5月31日教規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、練馬区立青少年館条例(昭和44年12月練馬区条例第35号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(分館の名称および位置)

第2条 条例第2条第2項に規定する分館の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立南大泉青少年館	東京都練馬区南大泉一丁目44番7号

(分館の休館日)

第3条 条例第5条第2項に定める分館の休館日は、つぎのとおりとする。ただし、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める日(1月1日および5月3日を除く。)に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。

(2) 1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで

(利用申請)

第4条 条例第7条の規定により練馬区立青少年館(以下「青少年館」という。)を利用しようとする者は、利用申請書(第1号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により音楽練習室の利用を申請しようとする者は、別に定めるところによりあらかじめ利用登録を受けなければならない。

3 第1項に規定する利用申請書の提出期間は、利用予定日の1月前の月の初日から利用予定日の前日までとする。ただし、委員会は、公益上または青少年の教育上特に必要と認めるときは、当該期間を別に定めることができる。

4 前項の場合において、利用申請書の提出期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とする。

5 第1項の規定による利用申請書の提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用承認)

第5条 利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行う。ただし、同時に利用申請があったときは、受付順序を抽選で決めるものとする。

- 2 委員会は、前条第1項の申請について、施設の利用を承認したときは、利用承認書(第2号様式)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が青少年館の施設を利用しようとするときは、利用承認書を提示しなければならない。

(利用の変更)

第6条 利用者が施設等の利用を変更しようとするときは、利用日の前日までに、利用変更申請書(第3号様式)に利用承認書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による申請について利用の変更を承認したときは、利用者に利用変更承認書(第4号様式)を交付するものとする。
- 3 前項の規定による変更の承認により、納付すべき使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、利用者は、その超える額を前納しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第2項の規定により変更の承認を受けた場合に準用する。

(利用承認の取消し等)

第7条 利用者が自己の都合により利用を取り消すときは、利用承認書を添えて委員会に届けなければならない。

- 2 委員会は、条例第12条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付し、利用承認取消等通知書(第5号様式)を利用者に交付するものとする。

(使用料)

第8条 条例第8条第1項の規定により、青少年および青少年団体は無料とする。

- 2 前項に規定する青少年および青少年団体の範囲は、別に定める。
- 3 条例第8条第2項の規定による使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第8条第3項の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定により使用料の減額または免除を受けようとする者は、第4条の規定による利用の申請の際に、使用料減額・免除申請書(第1号様式)を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(使用料の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定により、使用料の全部または一部を還付する場合は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責任でない事由により、利用できなくなったとき。 全額
  - (2) 利用者が利用日の10日前までに利用の取消しを申し出て、委員会がこれを承認したとき。 半額
  - (3) 第6条の規定により、利用者が利用の変更を申請し、委員会がこれを承認した場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき。 当該過納金
- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする場合は、つぎの各号に掲げる区分により当該各号に定める使用料還付申請書を委員会に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号または第2号の規定により還付を受けようとする場合 使用料還付申請書(第6号様式)
- (2) 前項第3号の規定により還付を受けようとする場合 使用料還付申請書(第3号様式)

(利用者の義務)

第11条 青少年館の利用者は、条例およびこの規則に定める事項を遵守し、かつ、委員会の指示に従わなければならない。

2 利用者は、施設に損害を与えたときは、直ちに館長に届けなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和45年1月25日より施行する。
- 2 練馬区立青年館条例施行規則(昭和39年7月1日教育委員会規則第3号)は、廃止する。
- 3 条例第8条第3項の規定に基づき、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間(以下「特例期間」という。)の利用に限り、第8条第3項の使用料を減額する。
- 4 前項の規定による特例期間の利用に係る使用料は、付則別表のとおりとする。
- 5 前2項の規定による特例期間の利用に係る使用料の減額については、その申請の手続は、要しない。
- 6 特例期間の利用に係る使用料の第9条第1項の規定の適用については、第4項の使用料について、これを適用する。

付則別表(付則第4項関係)

1 練馬区立春日町青少年館

(1) レクリエーション・ホール

使用区分	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
施設						
レクリエーション・ホール	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

(2) レクリエーション・ホール以外の施設

使用区分	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
施設			
教室	1,700円	2,200円	2,000円
和室	1,400円	1,900円	1,700円
第一会議室	700円	1,000円	900円
第二会議室	700円	1,000円	900円
料理室	1,400円	1,900円	1,700円
実習室	1,400円	1,900円	1,700円
多目的室	1,700円	2,200円	2,000円

練馬区立青少年館条例施行規則

2 練馬区立南大泉青少年館

(1) 音楽練習室(団体利用)

使用区分 施設	午前 9 時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
音楽練習室	300円	300円	300円	300円	300円	300円

(2) 音楽練習室(個人利用)

使用区分 対象	午前 9 時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
一般	300円	300円	300円	300円	300円	300円
65歳以上75歳未 満の者	150円	150円	150円	150円	150円	150円
75歳以上の者	無料	無料	無料	無料	無料	無料
身体障害者、知的 障害者または精 神障害者(介助者 1名を含む。)	150円	150円	150円	150円	150円	150円

(3) 音楽練習室以外の施設

使用区分 施設	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
レクリエーショ ン・ホール	1,900円	2,600円	2,200円
教室	1,400円	1,900円	1,700円
和室	1,200円	1,600円	1,400円

付 則(昭和45年2月教規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年1月26日から適用する。

付 則(昭和48年7月教規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年10月教規則第10号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表に規定する使用料については、昭和51年12月1日以降の利用に係る分について適用し、同年11月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(昭和56年7月教規則第5号)

- この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表に規定する使用料については、昭和56年10月1日以降の利用に係る分について適用し、同年9月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年3月教規則第8号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表に規定する使用料については、昭和60年6月1日以降の利用に係る部分について適用し、同年5月31日以前の利用に係る部分については、なお従前の例による。

付 則(昭和62年3月教規則第3号)

- 1 この規則は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則の規定は、昭和62年7月1日以降の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の使用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成3年7月教規則第7号)

- 1 この規則は、平成3年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立青少年館条例施行規則に規定する様式で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則(平成5年3月教規則第2号)

この規則は、平成5年6月29日から施行する。

付 則(平成7年6月教規則第5号)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立青少年館条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則(平成9年3月教規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表に規定する使用料については、平成9年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成10年1月教規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月教規則第11号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。

付 則(平成14年5月教規則第20号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。



(3) 音楽練習室以外の施設

施設	使用区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
レクリエーション・ホール		2,400円	3,200円	2,800円
教室		1,800円	2,400円	2,100円
和室		1,500円	2,000円	1,800円

別表第2(第8条関係)

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、ろう学校または養護学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
6 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額
7 幼稚園、小学校、中学校、ろう学校および養護学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
9 別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出団体が学習目的のために利用するとき。	
10 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
11 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき(第5号に該当する場合を除く。)	
12 その他委員会が特に必要があると認めるとき。	
	免除または5割減額

[第1号様式](#) (第4条、第9条関係)

[第2号様式](#) (第5条、第9条関係)

[第3号様式](#) (第6条、第10条関係)

[第4号様式](#) (第6条関係)

[第5号様式](#) (第7条関係)

[第6号様式](#) (第10条関係)